

団体割引
20%※適用!

抱山会会員さま限定！ 団体傷害保険のご案内

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

抱山会 団体傷害保険 [団体総合生活補償保険 (MS&AD型)]

総合補償コースは日常生活の中で起こるケガを補償します！ (食中毒・熱中症も補償)

例えば、こんなときにお役に立ちます！ おケガの通院・入院も1日目からお支払い

- 自宅で転んでのケガ
- 料理中のヤケド
- 自転車で転んでのケガ
- スポーツ中のケガ (捻挫、骨折等)



など

高額な賠償事故に備えることができます！ (日常生活賠償オプション)

国内示談交渉サービス付
日常生活賠償保険金額 3億円

被害事故で相手方との交渉が必要になっても安心です！ (弁護士費用オプション)

弁護士費用等保険金額 300万円
法律相談費用 10万円限度

- 自転車で走行中にケガをさせてしまった
- 階下の他人宅へ水漏れを起こし損害を与えてしまった



など

- ご自身やご家族が保険期間中の日本国内における偶然な事故により、被害者になった場合の弁護士費用等や法律相談費用を補償します。



NEW

「弁護士費用オプション」おすすめのポイント

- 1 基本セットのタイプに関わらず、加入されたご本人の家族が被保険者（補償の対象者）となります。

被保険者
(補償の対象者)
の範囲

- a) 本人 (*)
- b) 本人 (*) の配偶者
- c) 同居の親族 (本人 (*) またはその配偶者と同居の、本人 (*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
- d) 別居の未婚の子 (本人 (*) またはその配偶者と別居の、本人 (*) またはその配偶者の未婚の子)

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

- 2 日本国内における偶然な事故により被害が発生し、相手方に損害賠償請求を行う場合の弁護士費用等や法律相談費用を補償します。

武田薬品グループ 団体傷害保険

[団体総合生活補償保険 (MS&AD型)]

保険金額・保険料一覧表

■基本セット

コース名		総合補償コース (天災危険補償特約付)			交通傷害コース※
タイプ名	個人タイプ	夫婦タイプ	家族タイプ	個人タイプ	
被保険者 (補償の対象者)	本人	本人・配偶者共通	本人・配偶者・親族共通	本人	
セット名	S	P	F	K	
1口あたり	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	200万円	200万円	200万円
	傷害入院保険金日額	3,100円	4,000円	3,000円	3,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 : 傷害入院保険金日額×10 ② 入院中以外の手術の場合 : 傷害入院保険金日額×5			
	傷害通院保険金日額	2,500円	3,500円	2,400円	2,500円
食中毒補償特約	あり			—	
熱中症危険補償特約	あり			—	
年払保険料 (1口)	10,470円	25,900円	35,040円	3,670円	
加入限度口数	2口				

※ 「交通傷害コース」は、「交通事故」によるケガが補償の対象になります。
交通事故以外の「日常生活におけるさまざまな事故によるケガ」は、補償の対象にはなりませんので、ご注意ください。

■日常生活賠償オプション

(オプションのみのご加入はできません。)

日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

セット名	総合補償コース		交通傷害コース
	個人タイプ にご加入の場合	夫婦タイプ・家族タイプ にご加入の場合	コース にご加入の場合
	L2	L1	L3
日常生活賠償保険金額	3億円		
年払保険料	1,450円		
加入限度口数	1口		

NEW ■弁護士費用オプション

(オプションのみのご加入はできません。)

セット名	総合補償コース		交通傷害コース
	個人タイプ にご加入の場合	夫婦タイプ・家族タイプ にご加入の場合	コース にご加入の場合
	LS	LPF	LK
弁護士費用等保険金額	300万円		
法律相談費用保険金	10万円		
年払保険料	2,640円		
加入限度口数	1口		

「日常生活賠償オプション」、「弁護士費用オプション」にご加入される場合は、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

ご連絡・お問い合わせ先

<代理店・扱者>株式会社近江屋

TEL : 0120-61-0038(無料) 担当 : 大澤

E-mail : oumiya@oumiya-hoken.co.jp web : <https://www.oumiyaltd.com/>

本社 〒541-0045 大阪市中央区道修町2-3-8 武田北浜ビル5階

TEL : 0120-61-0038 FAX : 06-6204-2376

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 (幹事保険会社)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社

●それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は上記のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。

●このチラシは保険の特徴をご説明したものです。詳しくはパンフレットをご覧ください。